

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

- 福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 二四
- 計量器の定期検査を実施する件 二四
- 土地改良事業計画を変更することを認可した件 二四
- 県営土地改良事業計画を定めた件 二四
- 公金の収納の事務を委託した件 二五
- 道路の区域を変更する件 二五
- 道路の区域を変更した旨通知があった件 二五

規 則

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第五十一号

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十六年福島県規則第三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（林業振興課）

告 示

福島県告示第二百七十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十八年四月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

| 検査区域 | 対象となる特定計量器 | 検査の期日及び時間 | 検査場所 |
|---------|---|---------------------------------|--------------------------|
| 耶麻郡猪苗代町 | 非自動ばかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり | 六月一日 午前一時三〇分から 午前二時三〇分まで | 樋ノ口多目的集会施設 |
| 同 | 同 | 同 午後一時三〇分から 午後二時三〇分まで | 川桁体育館 |
| 同 | 同 | 六月二日 午前一時三〇分から 午後四時まで | 猪苗代町役場 |
| 同 | 同 | 六月三日 午前九時三〇分から 午前十一時一五分まで | 北塩原村役場 コミュニティーセンターホール |
| 同 | 同 | 同 午前十一時一五分から 午前一二時まで | 北塩原村自然環境活用センター |

| | | |
|---------------------------------|----------------------------------|------------------------------|
| 喜多方市 | 河沼郡湯川村 | 同 郡磐梯町 |
| 六月九日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで | 六月八日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで | 六月七日 午後一時三〇分から 午後四時まで |
| 喜多方市高郷総合支所 | 喜多方市塩川体育館 | 湯川村体育館 |
| 同 午後一時三〇分から 午後四時まで | 同 午後一時三〇分から 午後四時まで | 同 午後一時三〇分から 午後四時まで |
| 喜多方市山都体育館 | 喜多方市農村婦人の家 | 喜多方市厚生会館 |
| 六月一四日 午後一時三〇分から 午後四時まで | 六月一五日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで | 六月一六日 午前九時三〇分から 午後四時まで |
| 喜多方市松山公民館 | 同 | 同 |

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所で行う検査

| | | | |
|-----------------------------------|--|--|-------------|
| 右に掲げる市町村 | 右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの | 六月一七日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで | 同 |
| 喜多方市、耶麻郡北塩原村、同郡磐梯町、同郡猪苗代町及び河沼郡湯川村 | 非自動はかり、分銅及びおもり | 同 午後一時三〇分から 午後二時三〇分まで | 喜多方市熱塩加納体育館 |
| | 一〇月三日から一二月二日まで（土曜日、日曜日、一〇月一〇日、一〇月三日及び一〇月二三日を除く。） | 六月二〇日から七月一日まで（土曜日及び日曜日を除く。） 午前一〇時から 午後三時まで | 福島県計量検定所 |

（計量検定所）

| | | |
|-----------------------------------|----------------|--|
| 検査区域 | 対象となる特定計量器 | 検査の期日 |
| 喜多方市、耶麻郡北塩原村、同郡磐梯町、同郡猪苗代町及び河沼郡湯川村 | 非自動はかり、分銅及びおもり | 一〇月三日から一二月二日まで（土曜日、日曜日、一〇月一〇日、一〇月三日及び一〇月二三日を除く。） |

福島県告示第二百八十号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、会津中央土地改良区が会津中央地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、平成二十八年四月七日認可した。
 平成二十八年四月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （農村計画課）

福島県告示第二百八十一号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、吉ヶ平地区に係る県営水利施設整備事業（基幹水利施設整備型）を行うため土地改良事業計

画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十八年四月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十八年四月二十五日から
同 年五月十六日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所
会津若松市役所

(農村計画課)

福島県告示第二百八十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、
公金の収納の事務を平成二十八年四月一日次のとおり委託した。
平成二十八年四月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県林業・木材産業改善資金に係る貸付金の償還金の収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地

| 名 称 | 所 在 地 |
|------------|----------------------|
| 福島県森林組合連合会 | 福島市中町五番一八号 |
| 福島県北森林組合 | 同 市岡部字前田一三七番地一 |
| 郡山市森林組合 | 郡山市逢瀬町多田野字本郷二二八番地 |
| 田村森林組合 | 田村市常葉町西向字堂ヶ入六二番地七 |
| ふくしま中央森林組合 | 田村郡小野町大字小野新町字知宗五九番地二 |
| 東白川郡森林組合 | 東白川郡棚倉町大字棚倉字南町一〇〇番地二 |
| 西白河地方森林組合 | 白河市旭町一丁目二四二番地 |
| 会津北部森林組合 | 喜多方市字舞台田三二二八番地八 |

西会津町森林組合

耶麻郡西会津町尾野本字樋ノ口原乙一四六〇番地

会津若松地方森林組合

会津若松市城前三番三号

下郷町森林組合

南会津郡下郷町大字豊成字下モ六二七七番地三

南会津森林組合

同 郡南会津町針生字下宮三三八番地

只見町森林組合

同 郡只見町大字只見字町下二五九一番地三〇

相馬地方森林組合

南相馬市原町区錦町一丁目三四番地

飯舘村森林組合

相馬郡飯舘村草野字本町八三番地

双葉地方森林組合

一 双葉郡富岡町大字小良ヶ浜字市ノ沢九五番地

いわき市森林組合

いわき市平字正内町一〇七番地三

福島県木材協同組合連合会

福島市中町五番一八号

福島県郡山地区木材製材協同組合

郡山市田村町金沢字大六一四九番地一〇

東白製材協同組合

東白川郡塙町大字台宿字下稲沢三八五番地一

福島県勿来地区木材製材協同組合

いわき市勿来町窪田道作三三三番地

三 収納の事務を委託する期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

(林業振興課)

福島県告示第二百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
計画課及び福島県南建設事務所平成二十八年四月二十二日から二週間一般の縦覧に
供する。

平成二十八年四月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

| | | | | |
|--------------|--|-------------|----------------------|--------------|
| 路線名 | 区 間 | 変更前 の変更別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 |
| 一般国道 二九四号 | 白河市本町六七番四地 先から 同 市本町六七番五地 先まで | 変更前 変更後 | 一一・七 一三・七 五一・二 | 一七・二 一七・二 |

(道路計画課)

福島県告示第二百八十四号

道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第六条の規定により、一般国道に
ついて道路の区域を変更した旨、平成二十八年三月二十三日付けで東北地方整備局長か
ら次のとおり通知があった。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福
島県南会津建設事務所平成二十八年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

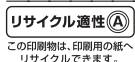
平成二十八年四月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

| | | | | | |
|--------------|---|-------------|--------------------|-------------|---|
| 路線名 | 区 間 | 変更前 の変更別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 | 備 考 |
| 一般国道 一一二号 | 南会津郡下郷町 大字湯野上字大 道通甲五二〇番 一地从先から 同 郡同 町 大字豊成字林中 六〇九一番一八 地先まで | 変更前 変更後 | A 八・〇三 五七・八九 | 八、三二五・ 〇 | 上記A 及びB は関係 図面に 表示す る敷地 の区分 をいう。 |

| | | |
|---|---------------------------|-------------|
| 同 郡同 町 大字豊成字林中 六〇九一番一八 地先まで 南会津郡下郷町 大字高隣字下居 平四三番一地从先 から 同 郡同 町 大字合川字三斗 時一四八番一地 先まで | B 一四・〇〇 二七・一・九 五 | 八、四三五・ 〇 |
|---|---------------------------|-------------|

(道路計画課)



再生紙を使用しています。 【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷